

令和 5年 6月 1日

姫路市温室効果ガス排出量可視化ツール導入支援事業補助金交付要  
綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の脱炭素経営を促進するため、中小企業者が温室効果ガス排出量を可視化するツール（以下「可視化ツール」という。）の導入に要した経費の一部を補助することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 提供事業者 可視化ツールの導入に係るサービスを提供する事業者をいう。
- (3) GHGプロトコル GHGプロトコルイニシアチブにより開発された事業者の温室効果ガス排出量の算定方法に関する国際的なガイドラインをいう。
- (4) サプライチェーン排出量 次に掲げる事業者の事業活動に関係する全ての温室効果ガス排出量をいう。

ア スコープ1 事業者が所有し、又は管理する排出源から発生する温室効果ガスの直接排出をいう。

イ スコープ2 事業者の電気、蒸気又は熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出をいう。

ウ スコープ3 スコープ2を除くその他の温室効果ガスの間接排出であって、事業者が購入する原材料・製品やサービスの製造・輸送に伴う排出又は事業者が製造・販売した製品・サービスの流通・使用・廃棄などに伴う排出をいう。

(補助対象者)

第3条 市長は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する中小企業者に対して補助金を交付する。

- (1) 市内で営利を目的とする事業を反復継続して営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有していること。
- (2) 姫路市税に滞納がないこと。
- (3) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 本市から可視化ツールの導入に係る補助金の交付を受けたことがないこと。  
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する可視化ツールを導入する事業とする。

- (1) 温室効果ガス排出量の算定方法が、GHGプロトコルに適合するものであること。
- (2) 提供事業者との契約によりサプライチェーン排出量の算定が行われるものであること。  
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市長が別に定める期間内に導入したもので、補助金の交付の決定のあった日の属する年度（以下「交付決定年度」という。）の3月8日までに提供事業者に対し支払が完了した経費のうち、次に掲げるもの（以下「導入費用」という。）とする。ただし、交付決定年度の3月末分までを限度とする。

- (1) 可視化ツールの利用料（有料で利用する期間が90日以上あるものに限る。）
- (2) 可視化ツールの操作方法や温室効果ガス排出量の算定方法に関し、提供事業者からサポートを受けるための費用
- (3) 可視化ツールでの算定結果に基づき、提供事業者から温室効果ガス排出量の削減に向けた助言や指導を受けるためのコンサルティング費用

2 前項で定める経費を年間契約により一括払いをする場合は、一括払いをする額を3月末日までの利用日数（無料で利用することができる日数を除く。）で按分した額を補助対象経費とする。

3 市外の事業所と同時に可視化ツールを導入した場合における補助対象経費は、次のとおり算出する。

- (1) 事業所ごとの導入費用が明確に区分できる場合は、市内の事業所に係る導入費用とする。
- (2) 事業所ごとの導入費用が明確に区分できない場合は、導入費用の総額をそれぞれの事業所の従業員数で按分した額のうち市内の事業所に係る額とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費の合計額の2分の1を限度とする。ただし、その額は10万円を超えないものとし、かつ、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、姫路市温室効果ガス排出量可視化ツール導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 可視化ツールの仕様及び提供事業者との契約内容が確認できる資料
- (2) 見積書その他の補助対象経費の内訳が確認できる資料
- (3) 法人の登記事項証明書（個人事業主にあつては個人事業の開業届出書の写し及び直近の所得税の確定申告書の写し）
- (4) 姫路市税に滞納が無いことの証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。

3 交付申請書は、可視化ツールの導入後60日以内かつ第5条第1項の市長が定める期間内に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査する

とともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれその旨を通知する。

（計画変更の承認）

第9条 補助事業者は、前条第2項の補助金交付決定通知書を受けた後、次の各号のいずれかに該当する内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第5号）に計画変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 可視化ツールの仕様
- (2) 提供事業者との契約内容
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 市長は、前項の計画変更承認申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定額が増額されることはないものとする。

3 市長は、第1項の規定による承認をしたときは、計画変更承認通知書（様式第6号）により、その旨を通知する。

（中止の承認）

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助金の交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、速やかに事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、交付決定年度の3月8日までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (2) サプライチェーン排出量の算定結果（スコープ別内訳）が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助事業の実施に関し、可視化ツールの導入日から90日未満で利用を中止した場合
- (5) その他この要綱に違反したと認められる場合

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業完了後の監査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了の属する年度の終了後

5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。